

議案第73号

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年加西市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成22年加西市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

(審議資料)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和4年法律第16号)及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)等の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの作成の公費負担の上限を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・選挙運動用自動車の使用(一般運送契約以外の契約)の公費負担の単価の変更

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額
自動車借入れ(1日当たり)	15,800円	16,100円	300円
燃 料 費 (1日当たり)	7,560円	7,700円	140円

- ・選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の変更

区 分	現行単価	改正単価	引上げ額
企 画 費	310,500円	316,250円	5,750円
単 価	525円6銭	541円31銭	16円25銭

- ・選挙運動用ビラ作成の公費負担の単価の変更

選挙の区分	現行単価	改正単価	引上げ額
市 長	7円51銭	7円73銭	22銭
市議会議員	7円51銭	7円73銭	22銭